

ケアネットせとうち通信

安心して暮らせる地域を目指して

本号のテーマは・・・

認知症対策

です。

今年度のケアネットせとうち通信では、コロナ禍にあっても、各機関・団体の皆様が、役割を果たすべく、奮闘していらっしゃる様子をお届けしています。皆様の励みとなれば幸いです。

・・・もしもの時の安心に・・・

認知症高齢者個人賠償責任保険事業を開始しました！

(瀬戸内市いきいき長寿課)

瀬戸内市では、認知症高齢者の行方不明時の対策の一環として、令和2年10月から認知症高齢者個人賠償責任保険事業を開始しました。この事業は、認知症高齢者が日常生活における偶発的な事故によって、他人にけがをさせたり、他人の財物を壊したりして、本人や同居家族などが法律上の損害賠償責任を負った場合に備え、市が保険契約者となり個人賠償責任保険に加入し対応するものです。保険加入には要件がありますのでご確認ください。なお、加入の際の自己負担はありません。

【対象者】

次の要件(1)～(3)をすべて満たす方が対象です。

- (1) 市ひとり歩き高齢者見守り協力体制に登録している
- (2) 市高齢者徘徊対策促進事業に登録している
- (3) 市内に住所があり居住している

※(1)・(2)については、いきいき長寿課で登録手続きが必要です。

※(1)～(3)すべてを満たした方について市が保険加入の手続きを行います(ご本人・ご家族の保険加入についての手続き等はありません)。なお、保険のみの加入はできません。

【補償内容】

- ・個人賠償責任保険金額 3億円(免責金額0円)
- ※示談交渉サービス付き
- ・救済者費用 300万円
- ・死亡・後遺障害保険金額 3万円

【問い合わせ先】瀬戸内市いきいき長寿課高齢者支援係 ☎0869-26-5948



・・・「訪問」「通い」「泊まり」を組み合わせ・・・

認知症の方の在宅生活を支える

(瀬戸内市小規模多機能居宅介護事業所連絡会)

小規模多機能型居宅介護事業所では、様々な認知症状の方がご利用になられています。その中で私達は、寄り添い、共に楽しみや喜びを見つけるようにしています。

帰宅願望があり、事業所から出ていこうとされる方には、ご本人が納得のいくまで寄り添います。一緒に歩き、時には自宅近くまで歩くこともあります。近くの公園で一緒に昼食をとることもあります。また、短期記憶が低下してきている方・幻覚が見えている方でも家事などの手続き記憶は低下していない方は多くおられます。その手続き記憶を少しでも長く維持できるよう、一緒に調理や洗濯を行います。裁縫や細かな作業が得意な方は、刺し子やちぎり絵などの作品作りを行い、作品が出来上がった時の達成感や喜びを味わっていただけるようにしています。

「歳をとったから何もできん。」ではなく、「歳をとってもまだまだできる。」という思いを抱いていただけるよう、「帰りたいと言って迷惑をかけた」ではなく「安心できた。ありがとう。」と思っただけのように寄り添い、支え続けられたらと思ひ日々取り組んでいます。

認知症は、ご家族様へのサポートも欠かせません。何が不安で、何に困っているのかをいつでも相談できる関係を築き、必要なサポートは何かを考え提供しています。ご家族様にしかできないこと、小規模だからできることをしっかりと見極め、ご家族様とともに在宅生活を支えています。



・・・認知症の方を地域で理解し支える取り組みを進めています・・・

せとうちつくし隊&裁縫ボランティア大募集!

(瀬戸内市地域包括支援センター)

瀬戸内市地域包括支援センターでは、認知症について優しく学ぶためのカフェとして、「つくしカフェ」を偶数月の第1火曜日に開催しています。つくしカフェでは、せとうちつくし隊(ボランティア)の方々と一緒に、和気あいあいとした雰囲気の中で楽しく活動しています。少し時間ができた…知り合いを作りたい…という方、ぜひ一緒に活動してみませんか?まずはつくしカフェにご参加いただき、カフェの雰囲気を感じてみてください♪



認知症サポーターキャラバンのマスコット「ロバ隊長」を作ってください方を募集しています。材料(フェルト・綿など)は、地域包括支援センターでお渡しします。作ってくださったマスコットは、認知症への理解を深めるための普及啓発活動に活用させていただきます。



「つくしカフェについてもっと知りたい」「裁縫が好き!」「利用者の方に活動を紹介したい」など、活動に興味のある方は、ぜひ瀬戸内市地域包括支援センター(☎0869-24-0001)までお気軽にご連絡ください♪



・・・認知症の方の財産や権利を守る・・・

住み慣れた地域での安心した生活を支える成年後見制度 (瀬戸内市権利擁護センター)

成年後見制度とは、認知症などで判断能力が十分でない人に代わって、「後見人等」が介護サービスの契約や費用の支払い、預貯金の管理などを行い、住み慣れた地域で安心した生活ができるように支える制度のことです。

成年後見制度の利用のタイミングとしては、「認知症の父親名義の定期預金を解約して、本人の入院費用にあてたい」場合や、「認知症の母親が訪問販売で必要のない商品を次々と買ってしまふ」など、判断能力が十分でない人の財産や権利を守る必要がある場合に利用します（※上記の例は一例です）。

成年後見制度を利用すると、預貯金などの管理【財産管理（財産の適切な管理）】と、医療・介護等の手続き【身上監護（日常生活に関する法律行為の代行）】との大きく分けて2つを「後見人等」が支援します。この「後見人等」とは、家庭裁判所で選任された親族や、親族以外の第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等）のことを指しますが、近年では、地域の一般市民で家庭裁判所から選任された第三者である「市民後見人」にも期待が高まっており、瀬戸内市でも毎年、市民後見人の養成を行っています。

瀬戸内市権利擁護センターでは、「成年後見制度の相談支援」と「市民後見人の養成・事業の推進」を行っています。成年後見制度についての詳しい説明、申立て方法等、成年後見制度に関する相談は瀬戸内市権利擁護センター（☎0869-24-7711）まで、お気軽にお問い合わせください。



・・・認知症の早期発見・早期対応をめざして・・・

認知症初期集中支援チームによるサポートをしています (瀬戸内市トータルサポートセンター)

認知症は、加齢に伴い、誰もがかかりうる疾患といわれています。できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族を早期に支援する「認知症初期集中支援チーム」をトータルサポートセンターに設置し、サポートを行っています。チーム員は、認知症サポート医である医師と保健師です。サポートの対象となるのは、市内の自宅で生活している40歳以上で、ご家族の相談などにより認知症が疑われる人や認知症の人で、

- ・医療及び介護サービスを受けていない、または中断している
- ・医療又は介護保険サービスを受けているが、適切なサービスに結びついていない
- ・認知症の症状が著しく、ご家族等支援者が対応に困っている

のいずれかに該当する人です。チーム員がご自宅などを訪問し、ご本人やご家族との関係づくりを行いながら、生活面の困りごとなどをお聴きし、困りごとの内容に応じて、認知症に関する情報の提供や医療機関の受診、介護保険サービスの説明など、初期の支援を多方面から集中して行い、自宅での自立した生活を支援します。

またチーム員活動には、医療・介護機関、地域の支援者の皆様などとの連携が不可欠です。今後とも、引き続き活動へのご協力をよろしく願います。



寄稿いただいた皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご協力を賜りありがとうございました。

事業所における感染予防対策にオススメ！

昨年11月に岡山県クラスター対策班の専門家の皆様を講師として津山市内で開催された「美作地区事業所等に対する感染予防研修会」の動画が、YouTube「晴れの国おかやまチャンネル」にて公開されていますのでご紹介します。事業所における感染予防対策に、ぜひご活用ください。

もの忘れ相談 をしてみませんか

「もの忘れ」のうち、過去に体験した内容の一部が思い出せないのではなく体験したこと自体を忘れてしまう場合や、現在進行形で行っている動作の目的そのものを思い出せなくなると、認知症の予兆と言われています。高齢化の進む日本では、高齢者の約4人に1人が認知症、もしくは認知症予備軍だとされています。認知症は、脳の障害によって認知機能が低下し、日常生活が損なわれる病気です。初期の段階で治療を行うことで、症状の改善や進行を遅らせることができる場合もあるため、早期発見・早期治療がとても大切です。早めに専門機関に相談しましょう。

瀬戸内市では、瀬戸内市地域包括支援センターにご協力いただき、年3回「もの忘れ相談会」を開催しています。今後の開催予定などについては、トータルサポートセンター（☎0869-22-3800）までお問い合わせください。また、次のようなことが気になる場合は、ご本人やご家族だけで抱え込まず、お気軽にご相談ください。



- ・最近、もの忘れがひどくなった気がして心配
- ・今までできていたこと（料理、片付けなど）に時間がかかる、できなくなった
- ・財布や鍵、通帳などをしまった場所が分からなくなる
- ・医師の診察を受けてほしいが、本人が行きたがらない
- ・お金や物を盗られたと言うが、どう対応したらよいか
- ・同じ話を繰り返すので、「さっきも聞いたよ」などと言ってしまうが、望ましい対応方法を知りたい

認知症の症状でお困りになったら、

瀬戸内市地域包括支援センター 認知症相談窓口（☎0869-24-0001）にご相談ください

トータルサポートセンター（ケアネットせとうち事務局）のご案内

医療・福祉・保健等に関する総合的な相談を受け、多職種連携で支援を行います。

【相談対応職員】
保健師

【相談時間】
午前8時30分～午後5時15分
（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

【所在地】
瀬戸内市邑久町山田庄845番地1
（瀬戸内市民病院1階 玄関南側）

【電話番号】(0869) 22-3800
【ファックス番号】(0869) 22-3801



ケアネットせとうち

